

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 21

あらためて事業承継税制の必要性・有効性？

17～20号までの4回は、経営承継円滑化法による民法の特例についてお話をしました。

お読みいただき、どこまでご理解をいただき、ご関心を抱いていただけたか少々不安ではありますが、寄り道を終えてまた次号から税制の話に戻りたいと思います。

書店に立ち寄ってみると、最近は事業承継の関係の出版が随分増えているようですが、それらの本の大半が税金の本です。多くの事業承継セミナーも、実は事業承継税制セミナーであることが多いようです。このFax情報も税金の話が中心です。

以前にも触れましたが、事業承継といえば税金、節税のことと偏って理解し、肝心の経営承継の側面が抜けている場合が多い半面で、「将来の事業承継どころの騒ぎではない」という経営者も最近は多くなり、事業承継や事業承継税制への関心が薄くなっている傾向も懸念されます。

“事業承継どころではない”というのは、「今が大変だから次の代のことを考える余裕などない」「とりあえず何とか凌ぐために頑張るしかない」という意味でしょうか。

現状を打破して存続するには、当面の歯止め策に加えて、根本的な経営の改善や新たな方向、戦略の発見と実行計画が必要です。この短期・中期の取り組みの中に後継者の顔が見え、次世代の力と連携していくことが必要ならば、それが事業承継です。

“事業承継どころではない”という意味が、すでに企業の財務体力を失っているとか、全く将来の活路が見えないということならば、承継そのものを考え直すことが必要です。

現社長に求められる計画的な事業承継の準備とは、そういうことを含む冷静な用意のことです。

一方、相続税の負担のために経営の承継に窮するときというのは、例えば、自分の会社の資本金は1,000万円なのに、税理士に正式の評価してもらったら相続や贈与のときの株式の価格が1億円だった…という様な場合です。その株価の高さは、その時の会社の財務体力＝時価換算の正味財産の大きさや、その時までの二期の利益の大きさによって主に決まります。

つまり、相続税負担をもたらす株価の高さは「過去の実績」によるものだということです！

それに対して、事業承継は未来に向けた取り組みです。次世代にも活きる競争力を支える固有の経営資源や戦略の有無や強弱が重要です。それは、会社や事業を第三者に売却するときの価額決定に「収益力の将来の期待」が大きな要素となるのと同じです。

ですから、会社と個人の過去の蓄えをできるだけ守るために、相続の周到な準備や対策も現社長の大切な使命であることに間違いはありません。“事業承継どころではない”という経営強化の取り組みと共に、事業承継税制に大いに関心を持っていただきたいと思います。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）